

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る課税標準の特例措置

	令和5年4月1日～令和7年3月31日までに取得したもの	令和7年4月1日～令和9年3月31日までに取得したもの
特例措置	○計画中に賃上げ表明に関する記載なし 3年間、課税標準を <u>1/2 に軽減</u> ○計画中に賃上げ表明に関する記載あり 下記の期間、課税標準を <u>1/3 に軽減</u> ・令和6年3月31日までに設備取得：5年間 ・令和7年3月31日までに設備取得：4年間	○計画中に <u>1.5%</u>以上の賃上げ表明に関する記載あり 3年間、課税標準を <u>1/2 に軽減</u> ○計画中に <u>3%</u>以上の賃上げ表明に関する記載あり 5年間、課税標準を <u>1/4 に軽減</u> ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの
特例措置の対象者	次の法人又は個人 ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人（大企業の子会社等）を除く。 ○資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ○資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ○常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人	
対象設備	○3～5年の計画期間における労働生産性が平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿って取得されたもの（取得日より前に先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります） ○投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載されたもの ○1台または1基の取得価格が、次の資産の区分ごとの額以上であるもの ・機械及び装置：160万円 ・測定工具及び検査工具：30万円 ・器具備品：30万円 ・建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く）：60万円 ○生産、販売活動等の用に直接供されるもの ○中古資産でないこと	

※令和7年4月1日以降に計画認定を受ける場合等で賃上げ表明に関する記載がない場合は、特例の対象外となります。